

安全安心なまちづくり関係功労者表彰取扱要領

平成30年3月7日
警察庁長官 決定
法務事務次官

安全安心なまちづくり関係功労者表彰の実施については、安全安心なまちづくり関係功労者表彰要綱（平成17年12月20日犯罪対策閣僚会議決定）に定めるところによるほか、下記により行うものとする。

記

1 表彰の対象

被表彰者は、安全安心なまちづくりの推進に関し、特に顕著な功績又は功労のあったと認められる個人又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単独で、又は団体において指導的立場にあって、地域社会における防犯活動又は再犯の防止等に関する活動（以下「安全安心なまちづくり活動」という。）に従事する者の模範となる活動を行った者
- (2) 他の団体と連携して、又は効果的な活動方法を取り入れるなどして、安全安心なまちづくり活動の模範となる活動を行った団体
- (3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、これらに準ずる者で、特に顕著な功績又は功労があったもの

2 推薦の手続

- (1) 関係各省庁、都道府県、都道府県警察等は、警察庁及び法務省に候補者の推薦を行うものとする。
- (2) 推薦に際しては、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績又は功労を具体的に明記し、個人、団体を通じ順位を付するものとする。

3 選考方法

警察庁及び法務省は、相互に連携して、2により推薦された者のうちから、安全安心なまちづくりに関し専門的な知見を有する者の意見を聴いて、被表彰者を選考するものとする。

4 表彰数

安全安心なまちづくり関係功労者表彰のうち、地域社会における防犯活動の推進に係るもの及び再犯の防止等に関する活動の推進に係るものは、それぞれ個人及び団体を通じて8件程度を目途とする。

5 その他

1から4に定めるもののほか、表彰の実施の細目は、警察庁生活安全局長及び法務省大臣官房長が定める。